西広島駅北口地区まちづくりニュース

第２４号（令和２年６月）広島市都市整備局西広島駅北口地区区画整理事務所

■　第３回西広島駅北口土地区画整理審議会が５月１５日（金）に西区役所で開催されました。

なお、この度の審議会は、新型コロナウイルス感染症対策について、各委員の了承を得た上で開催したものです。

○　審議会の内容

１　小宅地等の取扱いについて

小宅地等の取扱いについて、審議会で審議いただき承認を得ましたので、その概要をお知らせします。

宅地等の取扱いとは、減歩により使い勝手が悪くなってしまうことを防ぐため、次に示す小さな宅地については、権利者のご希望に応じて、宅地規模が過少とならないよう、減歩を緩和できることを定めたもので、整理前の地積により、以下のように取扱いが異なります。

（１）　整理前の地積が１００㎡未満の場合

⇒整理前の地積と同一程度の地積で換地することができます。

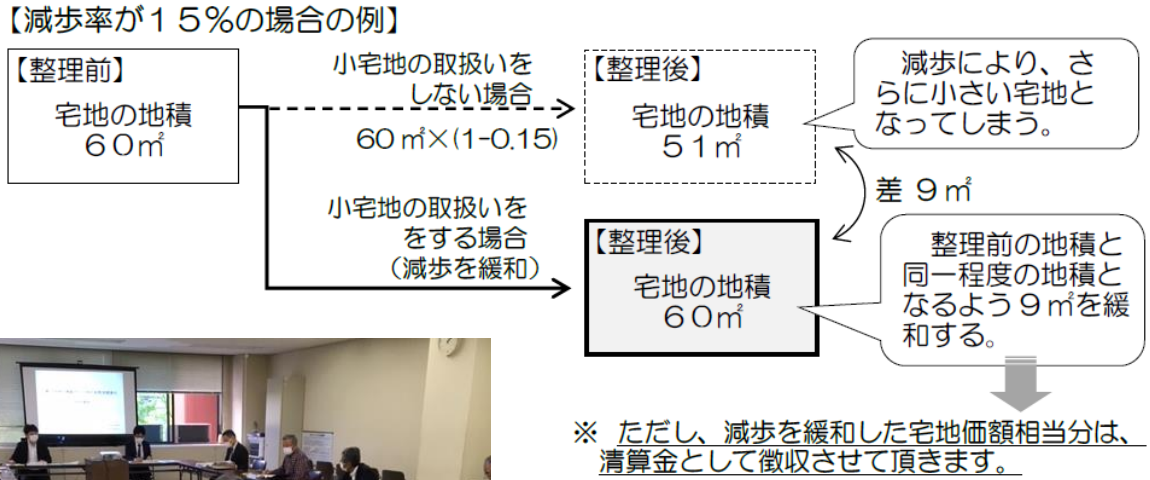

※裏面につづく

（２）　整理前の地積は１００㎡以上だが、減歩により整理後の地積が１００㎡未満となる場合
⇒１００㎡未満とならないように換地することができます。

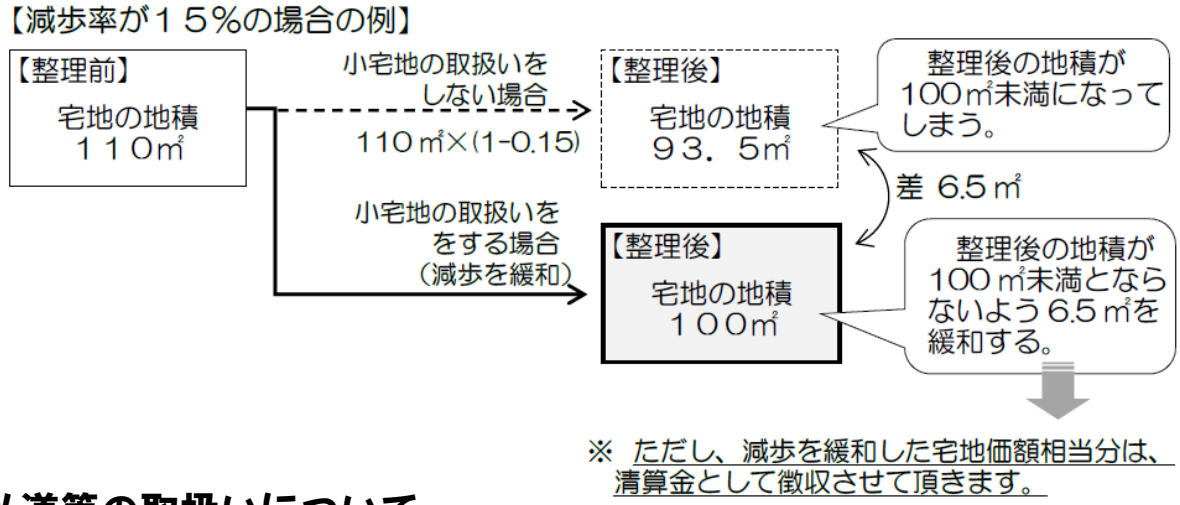

２　私道等の取扱いについて

私道等（※）の取扱いについて、審議会で審議いただき承認を得ましたので、その概要を紹介します。

私道等の取扱いとは、所有者を同じくする宅地と私道をお持ちの方は、権利者のご要望に応じて、私道部分の価額に相当する土地を、宅地に隣接して換地できることを定めたものです。

イメージ 図

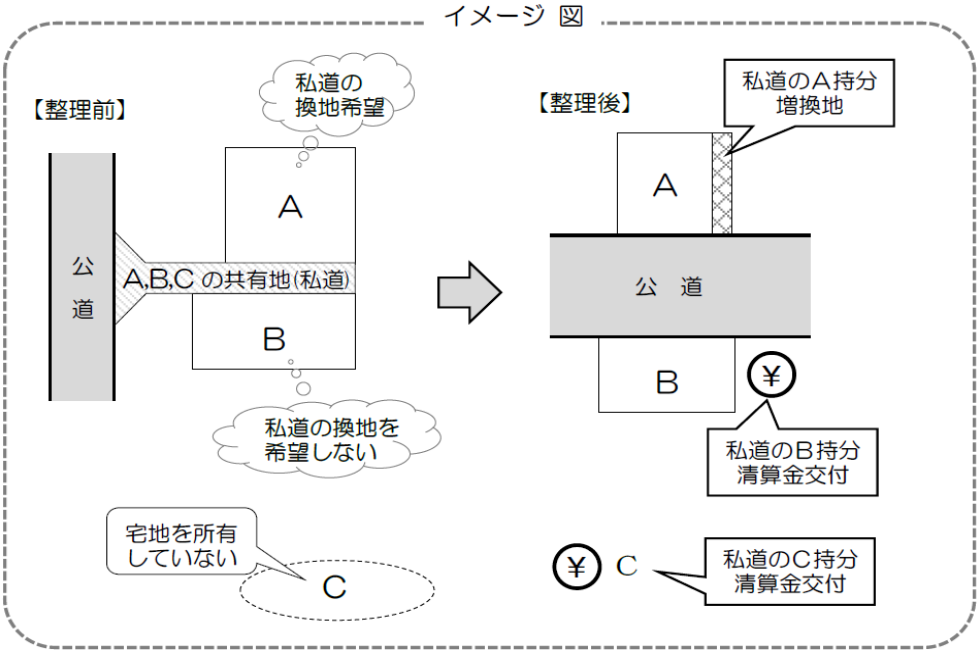

（※）私道等とは、登記簿の地目が「公衆用道路」となっているものや、道路に供されている土地として固定資産税が免除又は減額さているもの等が該当します。

３　土地評価基準について

第２回評価委員会で妥当とする旨の意見を得た土地評価基準について、審議会に説明し、了承をいただきました。

連絡先

広島市　都市整備局　都市機能調整部　西広島駅北口地区区画整理事務所

担当：笹村、長岡　　電話番号：082-532-5122

Ｅメール：nishihiro@city.hiroshima.lg.jp